

懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程

(平成十五年十一月十二日会規第五十九号)

改正 平成一九年 三月 一日

同 二〇年 五月三〇日

同 二〇年二月 五日

第一章 通則

(定義)

第一条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法 弁護士法をいう。

二 連合会 日本弁護士連合会をいう。

三 綱紀委員会 連合会の綱紀委員会をいう(第三条第一項及び第十六条第七項第五号を除く。)

四 懲戒委員会 連合会の懲戒委員会をいう(第二条第一項、第十六条第七項第五号、第六十条及び第六十五条を除く。)

五 対象弁護士等 審査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された弁護士又は弁護士法人をいう。

- 1 -

六 対象弁護士 審査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された弁護士をいう。

七 対象弁護士法人 審査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された弁護士法人をいう。

八 原弁護士会 異議申出人が懲戒の請求をした弁護士会をいう。

(懲戒委員会の招集)

第二条 懲戒委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、連合会の会長が招集する。

2 懲戒委員会の招集は、日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した通知書を会日の七日前までに委員に発送して行つ。ただし、特別の事情があるときは、その期間を短縮し、又は文書によらないで行うことができる。

(除斥)

第三条 委員又は委員を代理する予備委員は、本人、配偶者又は三親等以内の親族に関する事案及び弁護士会の綱紀委員会若しくは懲戒委員会又は連合会の綱紀委員会若しくは綱紀審査会において関与した事案の審査から除斥される。

2 委員又は委員を代理する予備委員は、本人、配偶者又は三親等以内の親族が弁護士法人の社員又は使用人であ

- 2 -

る弁護士であるときは、当該弁護士法人に関する事案の審査から除外される。

(忌避)

第四条 委員又は委員を代理する予備委員について審査の公正を害するおそれのある事情があるときは、対象弁護士等は、忌避の申立てをすることができる。

2 懲戒委員会は、前項の規定による申立てに対し、速やかに、決定しなければならない。

(回避)

第五条 委員又は委員を代理する予備委員は、前条第一項の場合には、回避することができる。

(調査員)

第六条 調査員は、連合会の事務総長の推薦に基づき、連合会の会長が任命する。

2 調査員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

3 調査員は、次に掲げる事務を行う。

一 事案の調査

二 懲戒の手續に関する調査研究

三 前二号に規定するほか、懲戒委員会が必要と認めた

事項

- 3 -

4 調査員は、前項第一号の調査に当たつて、委員長の求めにより、懲戒委員会又は審査期日に出席しなければならない。

5 調査員は、審査期日において、自ら審査をし、又は意見を述べることはできない。

6 調査員は、委員長の求めに応じて調査の結果を懲戒委員会に報告しなければならない。

7 前三条の規定は、調査員に準用する。

(書記)

第七条 連合会の事務総長は、事務局の職員のうちから、懲戒委員会の書記を指名する。

2 書記は、委員長の命を受けて、審査に関する文書の作成、送達その他の事務をつかさどる。

3 第三条から第五条までの規定は、書記に準用する。  
(秘密の保持)

第八条 委員、予備委員、調査員、鑑定人及び連合会の職員は、懲戒委員会の審査に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(懲戒委員会の議事の非公開)

第九条 懲戒委員会の議事は、公開しない。

(部会)

- 4 -

第十条 委員長は、部会を置くときは、一の部会において、弁護士である委員のうちから四人、裁判官、検察官及び学識経験者である委員のうちから各一人の部会員を指名する。

2 部会長は、部会を総理する。

3 部会は、部会長に事故のあるときに、これに代わつて部会長の職務を行う部会員の順序をあらかじめ定める。

4 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長が選任される前においては、委員長が招集する。

5 懲戒委員会は、その定めるところにより、この規程に基づいて懲戒委員会が行う審査を部会に行わせることができる。

6 部会が審査をした事案については、懲戒委員会の定めるところにより、部会の議決をもつて懲戒委員会の議決とすることができる。

7 第二条第二項、第三条から第五条まで、第六条第四項から第七項まで、第七条第二項及び第三項、第八条、第九条、第十一条、第十八条から第三十条まで、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十三条第三項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第六十七条から第六十九条まで、第七十一条並びに第七十三条第三項

- 5 -

の規定は、部会に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

8 部会に関し必要な事項は、規則をもつて定める。

(議事録)

第十一条 懲戒委員会を開催したときは、議事録を作成し、出席した委員長及び委員一人以上がこれに署名押印しなければならぬ。

2 前項の議事録に関し必要な事項は、規則をもつて定める。

(文書の送達)

第十二条 文書の送達は、送達すべき者に交付し、又は配達証明取扱の書留郵便によつて行う。

2 文書の送達は、これを受けるべき者の所在が知らないうとき、その他前項の規定によることができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、連合会がその文書を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を連合会の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載してこれをなすものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して十四日を経過したときにその

- 6 -

文書の送達があつたものとみなす。

(弁護士に対する文書の送達等)

第十三条 対象弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送達は、連合会に登録された事務所若しくは住所又は懲戒委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

2 前項の場合を除き、対象弁護士、その代理人である弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、連合会に登録された事務所若しくは住所又は懲戒委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

(弁護士法人に対する文書の送達等)

第十四条 弁護士法人に対する文書の送達は、主たる法律事務所又は懲戒委員会に届け出られた従たる法律事務所若しくは社員の住所に宛ててする。

2 弁護士法人に対し前項の規定による文書の送達ができないときは、従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててすることができる。

3 前二項の場合を除き、弁護士法人に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、主たる法律事務所、従たる法律事務所又は社員の住

所に宛ててする。

(弁護士法人の変更等の届出)

第十五条 対象弁護士法人は、弁護士法人規程第七条から第十条までに規定する届出をするときは、その旨を懲戒委員会に届け出なければならぬ。

(代理人)

第十六条 対象弁護士等は、弁護士又は弁護士法人を代理人に選任することができる。

2 弁護士法人が代理人に選任された場合には、当該弁護士法人は、その社員又は使用人である弁護士のうちから代理人の職務を行うべき者を指名し、その氏名(職務上の氏名)を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下本条において同じ。)、事務所及び所属弁護士の名称を懲戒委員会に届け出なければならない。代理人の職務を行うべき者を変更したときも同様とする。

3 対象弁護士等の代理人は、本人のために独立して、この規程に定める行為をすることができる。

4 代理人が二人(弁護士法人は、一弁護士法人を一人とする。)以上あるときは、そのうちの一人の弁護士又は弁護士法人を主任代理人とし、主任代理人は他の代理人を代表する。

- 5 主任代理人は、対象弁護士等が指定し、指定がないときは、委員長が指定する。
  - 6 対象弁護士等は、代理人又は主任代理人を選任したときは、その氏名又は名称、事務所（弁護士法人にあつては主たる法律事務所の名称及び所在地）及び所属弁護士会の名称を懲戒委員会に届け出なければならぬ。代理人又は主任代理人を解任したときも同様とする。
  - 7 次に掲げる者は、代理人となることができない。
    - 一 連合会の会長、副会長、事務総長、事務次長及びその他の職員
    - 二 懲戒委員会の委員、予備委員及び調査員
    - 三 綱紀委員会の委員、予備委員及び調査員
    - 四 かつて前号に規定する者又は綱紀審査会の事務局員のいずれかとして当該事案の審査又は調査に關与した者
    - 五 弁護士会の綱紀委員会又は懲戒委員会の委員、予備委員又は調査員のいずれかとして当該事案の調査又は審査に關与した者
- (費用の負担)
- 第十七条 連合会は、懲戒委員会の審査に要した費用の全部又は一部を、対象弁護士等に負担させることができる。

- 9 -

- ただし、対象弁護士等が何らの懲戒処分も受けないときは、この限りでない。
- 2 連合会は、前項に規定する決定をするときは、あらかじめ、懲戒委員会の意見を聴かなければならない。
- (手続の併合又は分離)
- 第十八条 懲戒委員会は、必要があるときは、対象弁護士等の意見を聴き、数個の事案の審査を併合し、又は分離することができる。
- (審査期日)
- 第十九条 懲戒委員会は、事案を審査するため、審査期日を定めることができる。
- 2 懲戒委員会は、審査期日における審査をした後でなければ、次の各号に掲げる議決をすることができない。
    - 一 法第五十九条の規定により原弁護士会がした懲戒の処分を変更する旨の議決をするとき。
    - 二 法第六十条第五項の規定により対象弁護士等を懲戒することを相当と認める場合において、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をするとき。
    - 三 法第六十四条の五第二項の規定により対象弁護士等を懲戒することを相当と認める場合において、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をするとき。

- 10 -

四 法第六十四条の五第四項の規定により異議の申出に理由があると認める場合において、懲戒の処分の内容を明示して、懲戒の処分を変更することを相当とする旨の議決をするとき。

3 懲戒委員会は、第一項の規定により審査期日を定めるときは、その日時及び場所を、対象弁護士等又は代理人に通知しなければならない。ただし、審査期日に出席した者には、次の審査期日を告知するをもつて足りる。

4 最初の審査期日の通知は、その期日の十四日前までに書面を発して行わなければならない。

(対象弁護士の出席等)

第二十条 対象弁護士又は対象弁護士法人の社員は、懲戒委員会から出席を求められた審査期日に出席しなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、委員長長の承認を得て、期日に出席せず、又は代理人のみを出席させることができる。

2 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員は、審査期日に出席し、陳述することができる。

3 懲戒委員会は、対象弁護士又は対象弁護士法人の社員及び代理人がともに審査期日に出席しない場合であつても、審査期日を開き、又は審査の手續を終結することができる。

できる。

(審査期日の非公開)

第二十一条 審査期日は、公開しない。

2 対象弁護士等の請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、第二十五条第一項に規定する対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋する審査期日を公開する。

3 懲戒委員会は、審査期日を公開しないときでも、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(審査期日調書)

第二十二条 審査期日における審査の経過については、審査期日調書を作成し、別に規則で定めるところにより、審査期日における審査に関する重要な事項を記載しなければならない。

(対象弁護士等の証拠書類等の提出)

第二十三条 対象弁護士等は、証拠となる書類、物又は電磁的記録を提出することができる。ただし、懲戒委員会がその期間を定めるときは、その期間内に提出しなければならない。

2 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等に対し、期間を定めて、証拠となる書類、物又は電磁的記録の提出を求めることができる。

3 対象弁護士等は、前項の規定により書類等の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならぬ。

(関係人等の資料の提出)

第二十四条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 弁護士及び弁護士法人は、前項の規定により陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(対象弁護士の審尋等)

第二十五条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋し、又は陳述若しくは説明を求めることができる。

2 対象弁護士又は対象弁護士法人の社員は、前項の規定により陳述又は説明を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(物件の提出)

第二十六条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、

対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、書類その他の物の所持人にその物の提出を求めることができる。

(鑑定)

第二十七条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、学識経験のある者に鑑定を嘱託することができる。

2 鑑定人について誠実な鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、対象弁護士等は、これを忌避することができる。

3 第一項の場合において、懲戒委員会は、必要があると認めるときは、鑑定人に鑑定書の説明をさせることができる。

(検証)

第二十八条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、必要な場所又は物について検証をすることができる。

2 懲戒委員会は、前項の規定により検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を対象弁護士等に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(主査による調査)

第二十九条 懲戒委員会は、必要があるときは、委員の一

人又は数人を主査委員に選ぶことができる。

2 主査委員は、事案の審査のため調査期日を開き、主張の整理及び証拠調べをすることができる。

3 前項の規定による調査の結果は、懲戒委員会に顕出しなければならない。

4 第六条第三項から第六項まで、第十九条第一項、第三項及び第四項、第二十条から第二十八条まで、第二十九条、第五十三条並びに第六十九条の規定は、調査期日に準用する。この場合において、「委員長」とあり、及び「懲戒委員会」とあるのは、「主査委員」と読み替えるものとする。

(議決)

第三十条 懲戒委員会は、審査の手續を終結したときは、速やかに、議決を行い、議決書を作成しなければならない。

い。  
2 前項の議決書には、次に掲げる事項を記載し、議決に加わつた委員が署名押印しなければならない。

一 事件番号

二 対象弁護士等の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。)又は名称、登録番号(弁護士法人にあつては届出番号)、事務所

- 15 -

(弁護士法人にあつては主たる法律事務所の名称及び所在地)、所属弁護士会の名称及び代理人の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。)又は名称

三 主文

四 理由

五 議決の年月日

3 第一項に規定する議決書には、前項に規定する事項に加えて、各委員の意見を記載することができる。

(議決の報告)

第三十一条 懲戒委員会は、前条の規定による議決をしたときは、速やかに、議決書を添えて、連合会の会長に報告しなければならない。

(懲戒書)

第三十二条 連合会は、会員を懲戒するときは、懲戒書を作成し、その正本を対象弁護士等に送達しなければならない。

ない。

2 懲戒書には、対象弁護士等の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。)(又は名称、登録番号(弁護士法人にあつては届出番号)、事務所(弁護士法人にあつては主たる法律事務所の名称

- 16 -



及び所在地)及び所属弁護士会の名称並びに懲戒の処分  
の内容及び懲戒の処分の理由を記載し、連合会の会長が  
これに署名押印しなければならない。

3 懲戒の処分は、懲戒書の正本を対象弁護士等に送達す  
ることによつて効力を生ずる。

4 懲戒書の原本は、連合会が保存する。

## 第二章 懲戒を受けた者の審査請求及び審査

### (行政不服審査法との関係)

第三十三条 懲戒を受けた者の審査請求については、第  
一  
章及び本章に規定するところによるほか、行政不服審査  
法の規定するところによる。

### (審査請求の方式)

第三十四条 審査請求は、審査請求書正本一通及び副本二  
通を、原弁護士会又は連合会に提出してしなければならない。  
この場合において、審査請求人が弁護士法人であ  
るときは、その登記事項証明書を添えて提出しなければ  
ならない。

2 審査請求書には、行政不服審査法第十五条第一項に掲  
げる事項のほか、審査請求人の所属弁護士会の名称を記

載しなければならない。

### (弁護士会に対する記録の提出請求)

第三十五条 連合会は、審査請求があつたときは、原弁護  
士会に対し、その事案の記録の提出を求めることができ  
る。

2 弁護士会は、前項の規定により記録の提出を求められ  
たときは、連合会に対し、遅滞なく、記録を提出しなけ  
ればならない。

### (懲戒委員会に対する審査の請求)

第三十六条 連合会は、法第五十九条の規定による審査請  
求があつたときは、速やかに、懲戒委員会にその事案の  
審査を求めなければならない。

### (審査開始の通知)

第三十七条 連合会は、懲戒委員会に前条の規定により事  
案の審査を求めたときは、審査開始通知書を対象弁護士  
等に送達し、原弁護士会及び懲戒請求者に送付しなけれ  
ばならない。

2 対象弁護士等に対する審査開始通知書には、次の各号  
に掲げる事項を記載しなければならない。

一 懲戒委員会に事案の審査を求めたこと。

二 懲戒委員会から出席を求められた審査期日に出席す

べきこと。

三 第十六条第一項に規定する代理人の選任ができること。

四 第二十一条第二項に規定する公開の請求ができること。

五 第二十三条第一項に規定する証拠書類等の提出ができること。

六 第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条、

第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第三十九条第一項に規定する申立てができること。

七 第四十一条に規定する証拠書類等の閲覧及び謄写ができること。

3 原弁護士会及び懲戒請求者に対する審査開始通知書には、審査請求の内容（審査請求書があるときは、その副本又は謄本を添付することをもつて代えることができる。）及び前項第一号に規定する事項を記載しなければならない。

（審査請求事案の審査期間）

第三十八条 懲戒委員会は、審査請求事案の審査を求められたときは、六か月以内に審査を遂げて議決を行うものとする。ただし、事案が複雑なときその他特別の事情が

- 19 -

あるときは、この限りでない。

（関係人の審尋）

第三十九条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、関係人を審尋することができる。

2 対象弁護士又は対象弁護士法人の社員及び代理人は、前項の場合において、関係人に対して質問することができる。

3 弁護士又は弁護士法人である関係人は、懲戒委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

（原弁護士会の意見陳述）

第四十条 原弁護士会は、書面により、審査に係る事案につき意見を述べることができる。

2 懲戒委員会は、前項の書面の写しを、対象弁護士等に送付しなければならない。

（記録の閲覧等）

第四十一条 対象弁護士等、代理人及び原弁護士会は、その事案の審査期日調書、証拠書類又は証拠物を閲覧し、かつ、謄写することができる。ただし、その日時及び場所は、委員長の指示に従わなければならない。

- 20 -

(請求外事案の処理)

第四十二条 懲戒委員会は、審査開始の後、対象弁護士等について法第五十六条第一項の規定に該当する非行があると思料するときは、その旨及び事案の内容を連合会の会長に報告することができる。

2 連合会は、前項の報告を受けたときは、速やかに、その旨及び事案の内容を原弁護士会に通知しなければならない。

(審査請求の取下げ)

第四十三条 審査請求人は、連合会が審査請求に対する裁決をするまでは、いつでも、その審査請求を取り下げることができる。

2 前項の取下げは、書面で行わなければならない。

3 懲戒委員会は、第一項の規定による審査請求の取下げがあつたときは、審査を終了する旨の議決をする。

4 懲戒委員会は、前項に規定する議決をしたときは、速やかに、書面をもつてその旨を連合会の会長に報告しなければならない。

5 連合会は、前項の場合においては、原弁護士会及び懲戒請求者に、その旨及びその理由を通知しなければならない。

- 21 -

6 懲戒請求者に対する前項の通知は、第十二条に規定する文書の送達によつて行う。

(連合会の裁決等)

第四十四条 連合会は、懲戒委員会が審査請求を不適法として却下することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、審査請求を却下する裁決をしなければならない。

2 連合会は、懲戒委員会が審査請求は理由がないとして棄却することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、審査請求を棄却する裁決をしなければならない。

3 連合会は、懲戒委員会が懲戒処分を取り消し又は変更することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、懲戒処分を取り消し又は変更する裁決をしなければならない。

4 連合会は、懲戒委員会が対象弁護士が死亡したことから、審査を終了する旨の議決をしたときは、懲戒の手続を終了する。

5 連合会は、懲戒委員会が対象弁護士が弁護士でなくなつたことにより審査を終了する旨の議決をしたときは、懲戒の手続を終了する。

(連合会の裁決等の通知)

- 22 -

第四十五条 連合会は、前条第一項から第三項までに規定する裁決をしたときは、速やかに、対象弁護士等、原弁護士会及び懲戒請求者に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

2 連合会は、懲戒委員会が前条第四項に規定する議決をしたときは、懲戒請求者及び原弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 連合会は、懲戒委員会が前条第五項に規定する議決をしたときは、懲戒請求者、原弁護士会及び対象弁護士であつた者に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 対象弁護士等に対する第一項の通知は、第十二条に規定するところにより裁決書の謄本を送達して行う。

(懲戒処分の効力停止等)

第四十六条 連合会は、必要があると認めるときは、審査請求人からの申立てにより、又は職権で、懲戒処分の効力を停止することができる。

2 前項に規定する申立ては、効力停止申立書正本一通を連合会に提出してしなければならない。

3 連合会は、事情に変更があるときは、前になした効力停止の決定を取り消すことができる。

- 23 -

4 連合会は、審査請求又は効力停止の申立てが取り下げられたときは、効力停止の決定を取り消さなければならない。

(懲戒委員会の意見の聴取)

第四十七条 連合会は、懲戒処分の効力を停止するとき、懲戒処分の効力停止の申立てを却下するとき又は前条第三項の規定により効力停止の決定を取り消すときは、あらかじめ、懲戒委員会の意見を聴かなければならない。

(効力停止に関する通知)

第四十八条 連合会は、第四十六条第一項の規定により懲戒処分の効力を停止したとき又は同条第三項の規定により前にした懲戒処分の効力停止の決定を取り消したときは、速やかに、審査請求人、懲戒請求者及び原弁護士会に、その旨を書面により通知しなければならない。

2 連合会は、第四十六条第一項に規定する効力停止の申立てを却下したときは、審査請求人に、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

(効力停止の申立て及び取下げの方式)

第四十九条 第三十四条第二項の規定は懲戒処分の効力停止の申立てに、第四十三条第一項及び第二項の規定はその申立ての取下げの場合に準用する。

- 24 -

### 第三章 法第六十条による審査の請求及び審査

(懲戒委員会に対する審査の請求)

第五十条 連合会は、法第六十条第三項の規定により綱紀委員会が対象弁護士等につき懲戒委員会に事案の審査を求めるときを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、懲戒委員会に対し、綱紀委員会の議決書の謄本及び調査記録を添えてその事案の審査を求めなければならない。

(審査開始の通知)

第五十一条 連合会は、懲戒委員会に事案の審査を求めたときは、速やかに、審査開始通知書を対象弁護士等に送達し、対象弁護士等の所属弁護士会に送付しなければならない。

2 対象弁護士等に対する審査開始通知書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 懲戒委員会に事案の審査を求めたこと。
- 二 審査を求めた事案(綱紀委員会の議決書の謄本を添付することをもつて代えることができる)。

三 懲戒委員会から出席を求められた審査期日に出席す

- 25 -

べきこと。

四 第十六条第一項に規定する代理人の選任ができること。

五 第二十一条第二項に規定する公開の請求ができること。

六 第二十三条第一項に規定する証拠書類等の提出ができること。

七 第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第五十三条第一項に規定する申立てができること。

八 第五十四条に規定する証拠書類等の閲覧及び謄写ができること。

3 対象弁護士等の所属弁護士会に対する審査開始通知書には、前項第一号及び第二号に規定する事項を記載しなければならない。

(法第六十条第三項の審査の期間)

第五十二条 懲戒委員会は、法第六十条第三項の規定により事案の審査を求められたときは、六か月以内に審査を遂げて議決を行うものとする。ただし、事案が複雑なときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

(関係人の審尋)

- 26 -

第五十三条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、関係人を審尋することができる。

2 対象弁護士又は対象弁護士法人の社員及び代理人は、前項の場合において、関係人に対して質問することができる。

3 弁護士又は弁護士法人である関係人は、懲戒委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(記録の閲覧等)

第五十四条 対象弁護士等及び代理人は、その事案の審査期日調書、証拠書類又は証拠物を閲覧し、かつ、謄写することができる。ただし、その日時及び場所は、委員長の指示に従わなければならない。

(請求外事案の報告)

第五十五条 懲戒委員会は、審査開始の後、対象弁護士等について法第五十六条第一項の規定に該当する非行があると思料するときは、その旨及び事案の内容を連合会の会長に報告することができる。

(懲戒の議決等)

第五十六条 懲戒委員会は、第五十条に規定する審査によ

り対象弁護士等につき懲戒することを相当と認めるときは、懲戒処分の内容を明示して、その旨の議決をする。

2 懲戒委員会は、第五十条に規定する審査により対象弁護士等につき懲戒しないことを相当と認めるときは、その旨の議決をする。

3 懲戒委員会は、対象弁護士が死亡したとき又は弁護士でなくなつたときは、審査を終了する旨の議決をする。

(連合会の懲戒)

第五十七条 連合会は、懲戒委員会が前条第一項に規定する議決をしたときは、当該議決に基づき、速やかに、対象弁護士等を懲戒しなければならない。

(懲戒しない旨の決定等)

第五十八条 連合会は、懲戒委員会が第五十六条第二項に規定する議決をしたときは、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

2 連合会は、懲戒委員会が第五十六条第三項に規定する議決をしたときは、懲戒の手續を終了する。

(懲戒しない旨の通知等)

第五十九条 連合会は、前条第一項に規定する決定をしたときは、速やかに、対象弁護士等及びその所属弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

らない。

2 連合会は、対象弁護士が死亡したことにより懲戒の続を終了したときは、速やかに、対象弁護士の所属した弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならぬ。

3 連合会は、対象弁護士が弁護士でなくなったことにより懲戒の続を終了したときは、速やかに、対象弁護士であつた者及び対象弁護士の所属した弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならぬ。

4 対象弁護士等に対する第一項の通知は、第十二条に規定する文書の送達によつて行ふ。

#### 第四章 懲戒請求者の異議の申出及び審査

(異議の申出の方法)

第六十条 法第六十四条第一項の規定による異議の申出(原弁護士会の懲戒委員会の審査に付された事案に限る。)は、異議申出書正本一通及び副本二通を連合会に提出してしなければならない。

(異議申出書の記載事項)

第六十一条 異議申出書には、次に掲げる事項を記載しな

ければならない。

一 異議申出人の氏名及び年令又は名称並びに住所

二 弁護士に対する懲戒の請求に係る異議の申出にあつては、当該弁護士の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を記載することをもつて足りる。)及び原弁護士会の名称

三 弁護士法人に対する懲戒の請求に係る異議の申出にあつては、当該弁護士法人の名称、主たる法律事務所  
の名称及び所在地並びに原弁護士会の名称

四 懲戒の請求をした年月日

五 原弁護士会から懲戒の処分をした旨の通知又は懲戒しない旨の通知を受けたときはその年月日

六 異議の申出の趣旨及び理由

七 会則第六十八条の四第二項の規定による教示の有無及びその内容

八 異議の申出の年月日

2 異議申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、異議申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者又は管理人の氏名を記載しなければならない。

3 異議申出人は、前項の場合には、代表者又は管理人の資格を証する書面を提出しなければならない。

(異議申出人代表)

第六十一条の二 複数の懲戒請求者が共同して異議の申出をしたときは、全員の協議により異議申出人代表一人を選ぶことができる。この場合においては、懲戒委員会に、異議申出人代表の氏名又は名称及び住所を書面により届け出なければならぬ。異議申出人代表を変更し、又は解任した場合も、同様とする。

2 前項の規定による異議申出人代表の届出がないときは、懲戒委員会は、異議申出人代表一人を指定することができる。異議申出人代表を解任した旨の届出があった場合において、新たに異議申出人代表の届出がないときも、同様とする。

3 前二項の規定により、異議申出人代表が届け出られ、又は指定されたときは、異議申出人に対する文書の送付及び通知は、異議申出人代表に宛ててすれば足りる。

(異議申出期間後の異議の申出)

第六十二条 異議の申出は、天災その他やむを得ない事由があるときは、法第六十四条第二項に規定する期間の経過後もすることができる。

2 前項の規定による異議の申出は、その事由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にならなければならない。

(誤った教示による異議の申出)

第六十二条 弁護士会は、弁護士会が誤つて弁護士会に異議を申し出ることができる旨教示した場合において、弁護士会に異議の申出がなされたときは、速やかに、異議申出書を連合会に送付し、かつ、異議申出人にその旨を通知しなければならない。この規定により異議の申出が連合会に送付されたときは、弁護士会に異議の申出がされたときに、連合会に異議の申出がなされたものとみなす。

2 弁護士会が誤つて法第六十四条第二項に規定する期間よりも長い期間を異議の申出期間として教示した場合において、その教示された期間内に異議の申出がなされたときは、当該異議の申出は、同項に規定する期間内になされたものとみなす。

(弁護士会に対する記録の提出請求)

第六十四条 連合会は、異議の申出を受けたときは、原弁護士会に対し、その事案の記録の提出を求めることができる。

2 弁護士会は、前項の規定により記録の提出を求められたときは、連合会に対し、遅滞なく、記録を提出しなければならない。



(懲戒委員会に対する審査の請求)

第六十五条 連合会は、法第六十四条第一項の規定による異議の申出があり、当該事案が原弁護士会の懲戒委員会の審査に付されたものであるときは、速やかに、懲戒委員会にその事案の審査を求めなければならない。

(審査開始の通知)

第六十六条 連合会は、懲戒委員会に異議の審査を求めたときは、速やかに、審査開始通知書を対象弁護士等に送達し、原弁護士会及び異議申出人に送付しなければならない。

2 対象弁護士等に対する審査開始通知書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 懲戒委員会に異議の審査を求めたこと。

二 異議申出の内容(異議申出書の副本又は謄本を添付することをもつて代えることができる。)

三 懲戒委員会から出席を求められた審査期日に出席すべきこと。

四 第十六条第一項に規定する代理人の選任ができること。

五 第二十一条第二項に規定する公開の請求ができること。

- 33 -

六 第二十三条第一項に規定する証拠書類等の提出ができること。

七 第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第六十九条に規定する申立てができること。

八 第七十一条第一項に規定する証拠書類等の閲覧及び謄写ができること。

3 原弁護士会に対する審査開始通知書には、前項第一号及び第二号に規定する事項を記載しなければならない。

4 異議申出人に対する審査開始通知書には、第二項第一号に規定する事項を記載しなければならない。

(補正及び補正しない場合の却下等)

第六十七条 懲戒委員会は、異議の申出が、法又は連合会の会則若しくは会規に規定する手続に違反するときは、期間を定めて、異議申出人にその補正を求めることができる。

2 懲戒委員会は、異議申出人が前項の補正をしないとき又はその手続の違反が補正できないものであるときは、異議の申出を却下する旨の議決をすることができる。

(異議申出事案の審査期間)

第六十八条 懲戒委員会は、異議申出事案の審査を求めら

- 34 -

れたときは、六月以内に審査を遂げて議決を行うものとする。ただし、事案が複雑なときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

(異議申出人等の審尋)

第六十九条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、異議申出人(異議申出人が官公署又は公私の団体である場合には、その代表者)又は関係人を審尋することができる。

2 対象弁護士又は対象弁護士法人の社員及び代理人は、前項の場合において、異議申出人又は関係人に対して質問することができる。

3 弁護士又は弁護士法人である異議申出人又は関係人は、懲戒委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(原弁護士会の意見陳述)

第七十条 原弁護士会は、書面により、審査に係る事案につき意見を述べることができる。

2 懲戒委員会は、前項の書面の写しを、対象弁護士等及び異議申出人に送付しなければならない。

(記録の閲覧等)

第七十一条 対象弁護士等、代理人及び原弁護士会は、そ

の事案の審査期日調書、証拠書類又は証拠物を閲覧し、かつ、謄写することができる。ただし、その日時及び場所は、委員長の指示に従わなければならない。

2 懲戒委員会は、相当と認めるときは、異議申出人についても前項の規定の例により閲覧又は謄写を許すことができる。

(請求外事案の処理)

第七十二条 懲戒委員会は、審査開始の後、対象弁護士等について法第五十六条第一項の規定に該当する非行があると判断するときは、その旨及び事案の内容を連合会の会長に報告することができる。

2 連合会は、前項の報告を受けたときは、速やかに、その旨及び事案の内容を原弁護士会に通知しなければならない。

(異議の申出の取下げ)

第七十三条 異議申出人は、連合会が異議の申出につき次に規定する決定等をするまでは、いつでも、その申出を取り下げることができる。

2 前項の取下げは、書面で行なければならない。

3 懲戒委員会は、第一項の規定による異議の取下げがあったときは、審査を終了する旨の議決をする。

4 懲戒委員会は、前項に規定する議決をしたときは、速やかに、書面をもつてその旨を、連合会の会長に報告しなければならない。

5 連合会は、前項の場合においては、対象弁護士等及び原弁護士会に、その旨及びその理由を通知しなければならない。

6 対象弁護士等に対する前項の通知は、第十二条に規定する文書の送達によつて行う。

(連合会の処分等)

第七十四条 連合会は、原弁護士会が法第五十八条第六項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の議決をしたことについての異議の申出につき、懲戒委員会が対象弁護士等を懲戒することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消し、自ら対象弁護士等を懲戒しなければならない。

2 連合会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについての異議の申出につき、懲戒委員会がその異議の申出に理由があると認める旨の議決をしたときは、原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をする

よう命じなければならない。

3 連合会は、原弁護士会がした懲戒の処分が不当に軽いとする異議の申出につき、懲戒委員会が異議の申出に理由があると認めて懲戒の処分を変更することを相当とする旨の議決をしたときは、速やかに、原弁護士会がした懲戒の処分を取り消し、自ら対象弁護士等を懲戒しなければならない。

4 連合会は、懲戒委員会が異議の申出を不合法として却下することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、異議の申出を却下する決定をしなければならない。

5 連合会は、懲戒委員会が異議の申出は理由がないとして棄却することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、異議の申出を棄却する決定をしなければならない。

6 連合会は、懲戒委員会が対象弁護士が死亡したことは弁護士でなくなつたことにより審査を終了する旨の議決をしたときは、懲戒の手続を終了する。

(連合会の処分等の通知)

第七十五条 連合会は、前条第一項から第五項までに規定する決定をしたときは、速やかに、対象弁護士等、異議申出人及び原弁護士会に、議決書の謄本を添付して書面

により通知しなければならない。

2 連合会は、懲戒委員会が前条第六項に規定する議決をしたときは、異議申出人、原弁護士会及び対象弁護士であつた者に、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

3 対象弁護士等及び異議申出人に対する前二項の通知は、第十二条に規定する文書の送達によつて行う。

#### 第五章 補則

##### (判決等の通知)

第七十六条 第四十五条及び第四十八条の規定は、裁決若しくは連合会の処分取消しの訴えに関して判決が確定し、又は裁決若しくは連合会の処分の効力を停止し、若しくは効力停止の決定を取り消す旨の決定があつた場合に準用する。

##### (業務停止の期間の計算)

第七十七条 懲戒の処分のうち、業務停止の期間を月又は年をもつて定めたときは、曆に従つて計算する。

2 業務停止の期間は、裁決書又は懲戒書送達の日から起算する。

##### (会費及び特別会費の徴収に関する取扱い)

第七十八条 退会命令(弁護士法人についての場合を除

く。)又は除名の処分にあつては、懲戒書送達の日から、連合会の会費及び特別会費は徴収しない。ただし、連合会又は裁判所が懲戒処分の効力停止の決定を送達した日の翌日から、その決定が効力を失つた日の前日までの期間の会費及び特別会費は、この限りでない。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

##### (懲戒手続規程の廃止)

第二条 懲戒手続規程(会規第二十三号)及び懲戒委員会の調査員に関する規程(会規第二十四号)は、廃止する。

##### (経過措置の原則)

第三条 次条に定めるものを除き、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に懲戒の請求があり、又は懲戒の手続が開始された事案についても、この規程を適用する。

##### (異議申出事案の経過措置)

第四条 施行日前に、改正前の弁護士法(以下「旧弁護士法」という。)第六十一条第一項の規定による異議の申出がなされた事案に係る懲戒の手続については、第七十五条の規定を除き、なお従前の例による。ただし、同条

の規定は施行日前に連合会がした第七十四条に規定する処分等については、適用しない。

(審査請求事案の経過措置)

第五条 施行日前に、旧弁護士法第五十九条の規定による審査請求がなされた事案に係る懲戒の手續については、この規程を適用する。ただし、従前の規程により生じた効力を妨げない。

2 施行日前に、前項の事案における懲戒の手續が終了したときは、この規程は適用しない。

(連合会による懲戒事案の経過措置)

第六条 施行日前に、旧弁護士法第六十条の規定による懲戒の手續が開始された事案については、この規程を適用する。ただし、従前の規程により生じた効力を妨げない。

2 施行日前に、前項の事案における懲戒の手續が終了したときは、この規程は適用しない。

附 則(平成一九年三月一日会規第七九号)

弁護士法及び商業登記法の改正、総合法律  
支援法の制定並びに法律事務所等の名称等  
に関する規程等の制定等に伴う会規(外国  
特別会員関係を除く。)の整備に関する規  
程 第一六条、第三〇条、第三四条、第六

- 41 -

一条改正)

この規程は、平成十九年三月一日から施行する。

附 則(平成二〇年五月三〇日改正)

第六十一条の二(新設)の改正規定は、平成二十年五月三十日から施行する。

附 則(平成二〇年一月五日会規第九一号)

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会  
規(外国特別会員関係を除く。)の整備に  
関する規程 第一六条、第三〇条、第三二  
条、第六一条改正)抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範  
囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二一年一月一七日理事会決議で平成二二  
年一月一日から施行)

- 42 -